最終更新日：2021年6月4日
メディキット株式会社
代表取締役社長　栗田　宣文
問合せ先：専務取締役管理部門担当　中島　崇
証券コード：7749
http://www.medikit.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報は以下の通りであります。

当社グループは、経営環境の変化に対応できる組織体制・経営体制を構築し、迅速な意思決定を行うことが重要な経営課題であると考えております。また、コンプライアンス遵守につきましては、経営の透明性確保とチェック機能強化が重要と認識しております。コーポレート・ガバナンスは、企業価値の最大化を図るための重要課題と考え、経営陣はもとより、社員の意識を高め、実践していくことが重要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社ナカジマコーポレーション	3,153,000	37.19
中島　弘明	1,097,000	12.94
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー　レギュラーアカウント	588,940	6.95
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リ フィデリティ ファンズ	521,100	6.15
ゴールドマンサックスインターナショナル	378,400	4.46
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	290,100	3.42
中島　崇	280,000	3.30
中島　弘子	270,000	3.18
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	192,000	2.26
森 保生	120,000	1.42

支配株主（親会社を除く）の有無	中島　弘明
親会社の有無	なし

補足説明

2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記所有株式数については、当該株式分割前の所有株式数を記載しております。

2015年12月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、エフエムアール エルエルシーが2015年11月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、その大量保有報告書（変更報告書）の内容は次のとおりであります。

大量保有者	エフエムアール エルエルシー
住所	245 Summer Street, Boston, Massachusetts 02210, USA
保有株券等の数	株式575,700株
株券等保有割合	6.10%

2020年2月3日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（訂正報告書）において、ユナイテッド・マネージャーズ・ジャパン株式会社が2020年1月20日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書（訂正報告書）の内容は次のとおりであります。

大量保有者	ユナイテッド・マネージャーズ・ジャパン株式会社
住所	東京都港区赤坂2-10-5　赤坂日ノ樹ビル7階
保有株券等の数	株式659,800株
株券等保有割合	6.99%

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	精密機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社代表取締役会長 中島弘明は、本人と近親者及び主要株主に該当する会社が有する当社株式に係る議決権の合計が、当社の議決権の過半数であり、東京証券取引所の規則に定める支配株主に当たります。中島弘明は、当社創業者かつ代表取締役会長であり、会社法を始めとする関係法令等に従い、機関を構成し、経営上の意思決定を行っております。万一、会社との利益相反や自己取引等を生じる場合は、随時顧問弁護士から法的アドバイスを受けるなど、必要な措置を講じて法令遵守する体制を構築しております。

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
吉田　安幸	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉田　安幸	○	―――	旭化成株式会社で取締役、顧問を務め、医療機器業界にも精通しており、豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくためであります。 また、同氏と当社との間には特別の利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、内部監査室を設置し1名を選任しております。内部監査室は、業務活動全般に関しての妥当性や有効性の監査、法令・社内規程の遵守状況等の監査を行い、適宜常勤監査役や会計監査人と連絡を取りつつ、リスク管理委員会及び各部門との情報共有を図るよう努めております。
また、監査役制度のもと、常勤監査役1名と社外監査役2名の計3名で監査を行っております。これら監査役は、監査計画に基づき、取締役会に出席して意見を述べるほか、内部監査状況の確認や会計監査人との定期的な意見交換及び監査への立会いなどを行うことにより、取締役の業務執行等の状況や内部統制の整備状況を監査しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
栗岡　臣男	他の会社の出身者													
大島　秀二	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
栗岡　臣男	○	―――	大手金融機関出身であり、監査法人での経験も持ち合わせていることから、経営の監視や適切な助言を期待しております。 また、同氏と当社との間には特別の利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
大島　秀二	○	―――	公認会計士・税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の相当性・適正性を確保するための発言をいただけるものと判断しております。 また、同氏と当社との間には特別の利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現状の制度が機能していると考えております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2020年3月期における取締役及び監査役に対する報酬等の総額は、取締役203,175千円、常勤監査役6,500千円、社外役員9,000千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 基本方針
当社の取締役の報酬は、持続的な成長及び企業価値の向上に資するために、適正な範囲において、各人の職責及び貢献度を踏まえたやりがいの持てる水準とすることを基本方針としております。

2. 取締役 (及び監査役) の報酬の個人別の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針
① 報酬の種類は、金銭による月例の固定報酬とし、業績連動報酬等及び非金銭報酬等は採用しておりません。
② 取締役の個別の報酬額については、株主総会で決議された限度額の範囲内において、取締役会が基本的な枠組みを決議するとともに、その枠組みの範囲内で決定することを代表取締役会長に委任し、委任を受けた代表取締役会長が、個々の取締役の役位、職責に応じた貢献度、当社の業績、従業員給与の水準等を総合的に勘案したうえで、決定するものとしております。
③ 監査役の個別の報酬額については、株主総会で決議された限度額の範囲内において、監査役の協議によって決定するものとしております。
④ 役員退職慰労金については、2017年6月29日開催の第34期定時株主総会において役員退職慰労金制度の廃止及び打切り支給を決議しており、(制度廃止後の役員在任期間に係る) 役員退職慰労金は支給しないこととなっております。

3. 取締役及び監査役に対し報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針
① 役員報酬の支払いは暦月計算とし、従業員給与の支給日と同日の毎月25日 (25日が休業日の場合は前営業日) に支給しております。
② 役員報酬は、事業年度ごとに一定金額を定めることとし、毎年6月開催の定時株主総会終了時の取締役会で上記2.②の基本的な枠組み及びその枠組みの範囲内での代表取締役会長への委任を決議し、その後速やかに代表取締役会長が決定しております。

【社外取締役 (社外監査役) のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役は、常勤監査役と同様に取締役会に出席し、取締役より重要事項の説明を受け、関係書類の配布並びに詳細な説明を受けているほか、重要な会議に出席しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は監査役制度を採用しており、取締役会は、取締役9名（うち社外取締役1名）で構成し、経営の基本方針その他重要事項を決定すると共に、業務執行を監督しております。また、会社全体としての経営の意思決定の迅速化を図るため、代表取締役、担当役員、担当部長等で構成する「部長会」を毎月開催し、業務課題の審議、並びに業務執行状況を確認しております。更に、当社製造子会社である東郷メディキット(株)と販売会社である当社の業務上の連携は、業務遂行上の重要課題であり、定期的に製造部門と販売部門の長によるミーティングを開催し、当社グループの経営課題について検討しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会、部長会並びに製造部門とのミーティングが、それぞれ適切に運営され、相互間の連携も良好であり、企業統治に効果を発揮しているとの認識を持っております。また、当社は、監査役設置会社として、取締役9名（うち社外取締役1名）で取締役会を構成し、監査役3名（うち社外監査役2名）が、取締役の職務の執行を監査し、コーポレート・ガバナンス体制の確立に努めております。当社の事業内容、特性や経営の監視機能の面で有効に機能しているものと判断しており、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	各事業年度の第2四半期と期末につきましては、アナリスト・機関投資家を対象とした決算説明会を開催し、代表取締役社長が説明者となり、事業の概要・実績・計画等について説明いたしております。 しかし、今年5月開催の決算説明会につきましては、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、開催を中止しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページには、IR情報内のIRライブラリに、下記のIR資料を掲載いたしております。 決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書及び四半期報告書、決算説明会資料　他 トップページＵＲＬ　http://www.medikit.co.jp/ IRライブラリURL　http://www.medikit.co.jp/ir/library/press.html	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部が担当しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	当社グループの製造部門のある宮崎県におきましては、地域活動等を行っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システム構築の基本方針に関する決議を行い、社内にリスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会では、当社グループ全体の内部統制システムを統括し、整備しております。更に、リスク管理委員会の統括のもと、小委員会として内部統制委員会を設置し、整備に努めております。

また、当社は、適正かつ信頼性の高い財務報告を達成するための基本方針を、内部統制基本方針書として定めております。

当事業年度におきましては、リスク管理委員会を原則として毎月開催し、当社事業に関連する法令改正や社会情勢の変化に対応するよう、社内規程の整備に努めました。リスク管理委員会の活動内容を、定期的に取締役会に報告し、内部統制システムを整備しております。

当社グループの、会社法施行に伴う内部統制システム構築の基本方針は、下記の通りであります。

⑴ 当社及び子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社及び子会社の取締役及び使用人は、公正で高い倫理観・価値観に基づいて行動し、広く社会に貢献することが求められる。代表取締役は、常に、この精神を当社グループの取締役及び使用人に伝達し、法令遵守及び経営の透明性確保を徹底する。

・代表取締役は、コンプライアンス統括責任者として、管理部門担当取締役を選任し、コンプライアンス体制の構築、維持、整備を行う。

・内部監査部門は、コンプライアンス体制、法令及び定款上への適合性を確認し、代表取締役及び担当取締役に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

・また、使用人が法令又は定款上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する「公益通報者の取扱に関する規程」に基づき運営を行う。

⑵ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

・株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか重要な職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。）は、法令及び文書管理規程等の社内規程に基づき、適切に作成・保存・管理する。

・当社の取締役及び監査役は、常時、前項の文書等を閲覧できるものとする。

・「関係会社管理規程」に基づき、子会社の取締役等は、子会社における法定の議事録の写し等の文書を当社に提出することにより、子会社の取締役等の職務執行に係る事項を報告する。また、当該資料については、当社の取締役・監査役が常時閲覧することができるものとする。

⑶ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・「リスク管理規程」に準拠したリスク管理体制の整備を進め、当社を取り巻くリスクを特定した上で適切なリスク対応を図る。

・「リスク管理委員会」を社内に設置し、定期的に当社グループが抱える諸リスクの管理について、把握、分析、評価した上で見直し、対応を検討するものとする。

・当社グループの取扱う製品については、別途、原則月１回開催する「部長会」にて、製品の安全性の確保、品質の向上について検討・見直しを行う。

・また、不測の緊急事態が生じた場合には、代表取締役下の対策本部を設置し、迅速に損害の拡大を防止する体制を整える。

⑷ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月１回開催するほか、適宜、臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項について審議、議決及び取締役の業務執行状況の監督を行う。また、子会社についても取締役会を月１回開催するほか、適宜、臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項について審議、議決及び取締役の業務執行状況の監督を行う。

・取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。

・年度事業計画を立案し、全社的な目標を設定するものとする。また、経営の意思決定の迅速化を図る為、代表取締役、担当役員、担当部長等で構成する「部長会」を毎月開催し、業務課題の審議、及び業務執行状況を確認する。

⑸ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・「関係会社管理規程」に基づき、子会社管理の所管部門の統括の下、子会社に対する適切な管理を行い、当社及び子会社における内部統制の実効性を高める施策を実施する。

・また、子会社に対しては、定期的に監査を実施するとともに、当社監査役と子会社監査役が意見交換を行い、業務の適正を確保する体制を整備する。

⑹ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、管理部門担当取締役は監査役と協議の上、合理的な範囲で業務補助のためのスタッフを置くことができるものとする。

・同使用人の任命、異動等の人事権に係る事項の決定については、常勤監査役の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとする。

・監査役の職務を補助する使用人は、その職務にあたっては、監査役の指示にのみ従うものとする。

⑺ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社グループの業務又は業績に与える重要な事項について、監査役に速やかに報告するものとする。前記に関わらず、監査役は必要に応じて、当社及び子会社の取締役及び使用人に対して報告を求める事ができることとする。

・監査役は、代表取締役、内部監査室、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換を行い、連携して当社グループの監査の実効性を確保するものとする。

・監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないこととする。

⑻ 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理等所要の請求を受けたときは、監査役の職務の執行に明らかに必要ないと認められる場合を除き、その費用を負担する。

⑼ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力排除に向け、企業行動憲章において、反社会的勢力とは断固として対決する旨を定める。
・反社会的勢力における不当要求が発生した場合の対応部署は、総務部が中心となり組織的に対応するものとする。総務部長を不当要求防止責任者に選任し、反社会的勢力に関する情報を集約し、一元的に管理する体制とする。
・反社会的勢力による不当要求に備えて、平素より、所轄警察署、弁護士等の外部専門機関と連携し、情報収集や協力体制の構築に努めるものとする。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

前述の1.「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」(9) に含めて記載しております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

(1) 企業行動憲章

コンプライアンス体制整備の一環として、当社グループの全役員･従業員は、当社が社会の発展に貢献する正しく有用な企業であるために関係する法令や精神を遵守し高い倫理観に基づいて行動することを定めた企業行動憲章を制定しております。

(2) 適時開示体制の概要

当社は、会社情報の適時開示に関しまして、重要な会社情報や投資家の投資判断に影響を及ぼす情報を投資家に対して迅速、正確に開示する事を目指しており、会社情報管理体制の充実に努めております。

1. 会社情報の開示基準

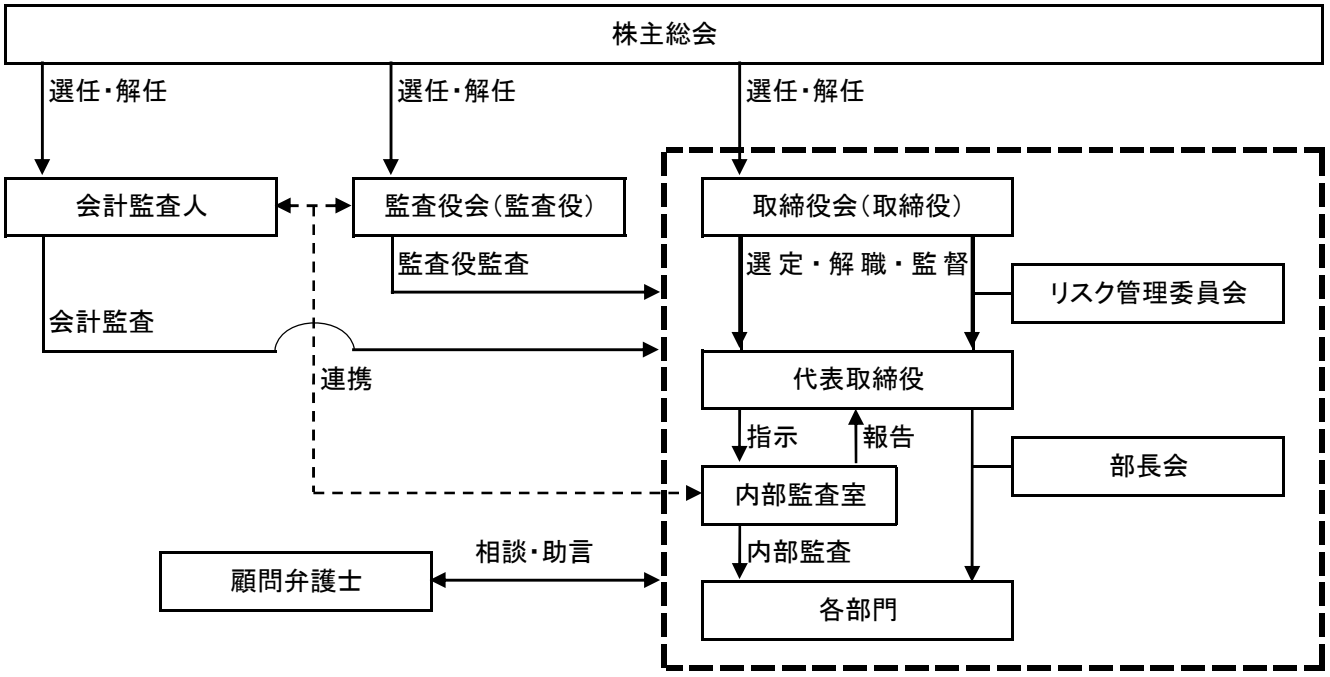
当社は、関係法令や証券取引所の定める適時開示に関する規則（以下、「適時開示規則」という。）に従い情報開示を行っております。また、適時開示規則に該当しない情報についても、投資家の投資判断に影響を及ぼすと判断したものにつきましては開示を行っております。

2. 社内体制の状況等

会社情報を開示するにあたり、適時開示規則に定める重要情報については、取締役会の決議をもって開示しております。また、重要事実のうち発生事実に関する事項が発生した場合は、各部門及び子会社から情報取扱責任者（管理部門担当取締役）へ報告され、必要に応じて臨時取締役会を開催し、臨時取締役会の決議をもって開示しております。なお、会社情報の開示判断につきましては、総務部、経理部等において検討し、状況に応じて会計監査人、弁護士、関係当局の指導を受け適正に判断し、情報開示を行うよう努めております。会社情報の適時開示資料の作成および証券取引所への提出は、総務部で行っております。

【参考資料】

内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図



適時開示体制についての模式図

